

なんと観光電子クーポン券事業業務委託仕様書

1 業務名

なんと観光電子クーポン券事業

2 業務の目的

「白川郷・五箇山の合掌造り集落」の世界遺産登録 30 周年を迎え、ますますの観光集客と地域の活性化を促進するため、「なんと観光電子クーポン券」（以下「クーポン券」という）を発行することにより、宿泊する方の市内店舗への誘導や、市外からの集客を積極的に推進することを目的とする。

また、デジタルを活用した事業により、作業の効率化と地域でのキャッシュレス決済の促進を図ることも目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 27 日まで

4 履行場所

南砺市 一円

5 商品券事業の概要

(1) 観光クーポン券の内容

名称	なんと観光電子クーポン券（仮称）
配布対象	市内宿泊施設宿泊者、レンタカー利用での来訪者
配布元	市内宿泊施設、市の指定する施設等
発行方法	電子クーポン券
発行総額	42,000,000 円
発行額面	2,000 円
発行総数	21,000 セット
配布期間（予定）	最短事業開始日から なくなり次第終了
利用期間	最短事業開始日から 令和 8 年 1 月 31 日（土）

(2) クーポン券の利用制限

① クーポン券の利用対象にならないもの

- ㊦ 金券、旅行券、ビール券、図書カード、ギフト券、切手、印紙、プリペイドカード、チケット類、有価証券等の出資や宝くじなど換金性の高いもの
- ㊧ タバコ（電子タバコを含む）、パチンコなどのギャンブル、事業活動に伴い発生した支払い、宗教活動等にかかわるもの
- ㊨ 税金・公共料金等の国や地方公共団体等への支払い
- ㊩ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
- ㊪ 会費、商品及びサービスの引換券等代金を前払いするもの
- ㊫ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ㊬ その他、本事業の目的を踏まえ不適当と考えられるもの
- ㊭ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供されるサービス等
- ㊮ 士業への支払い
- ㊯ 保険診療又は処方箋を伴う薬剤

- ② 盗難・紛失・破損等の事故に対し、発行者は一切の責任を負わない。
- ③ 購入後の返金を行わない。
- ④ 利用期限を過ぎた場合は無効とし、返金を行わない。
- ⑤ クーポン券の交換、再利用、転売は禁止する。

(3) 参加（対象）店について

募集方法	公募
参加店舗数	目標 300 店舗
参加資格	税、公共料金等を滞納していない南砺市内に店舗を有する者
取扱制限	中小企業でない者、または市外に主たる事務所を置く法人（ただし市の誘致企業は除く。）は取り扱わない。その他、事業趣旨に削ぐわないと判断される者。
参加方法	申込書及び振込先口座情報等を提出のうえ、参加申込を行うものとする
精算方法	口座振込（月 1 回）

(4) クーポン券システム

クーポン券システムの要件は次のとおりとする。

媒体	TOYAMA ONE Wallet
利用者機能	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン、タブレット等、携帯型端末で利用できる ・利用履歴確認 ・対象店確認 ・プッシュ通知等、お知らせ機能
参加（対象）店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・売上確認 ・決済取消
管理者機能	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況確認
セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・情報漏洩、改ざん等の防止

(5) スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。ただし、状況により市と協議の上、調整するものとする。

広報	契約後から開始
参加店舗募集	契約後から随時（契約後から）
配布元へのクーポン渡し	最短での事業開始日の 1 週間前から
利用者へのクーポン配布	最短事業開始日から
参加店舗の精算	令和 7 年 11 月から令和 8 年 2 月 ※毎月 1 回以上
事務局の最終精算	令和 8 年 2 月 20 日までに
経過報告	事業開始翌月から適時
最終報告書の提出	令和 8 年 2 月 27 日までに

6 業務内容

(1) 運営管理

- ① スケジュール、実施内容、業務実施体制等を記載した実施計画書を作成し、市と協議した上で業務を実施する。
- ② 適時、市に対して業務の実施状況を報告する。

- ③ 常に連絡の取れる業務責任者を設置し、本業務全体の統括を行う。
- ④ 業務の実施に伴い収集、作成した情報はデータで適切に管理する。
- ⑤ 上記に付随する業務及びその他関連する独自提案業務

(2) クーポン券システム運用等

クーポン券システムについて、次に掲げる業務を実施する。

- ① 電子クーポン券の発行、流通、決済、管理等の機能を備えたシステムの構築、調整及び運用
- ② クーポン券システムのデザイン調整
- ③ 上記に付随する業務及びその他関連する独自提案業務

(3) 企画名

事業目的に合致し、生活者が利用しやすい企画名（クーポン券の名称）を設定すること。

(4) 広報

本事業の広報について、次に掲げる業務を実施する。

- ① 特設ウェブサイトの制作、運用
特設ウェブサイトは、利用者向けの情報（配布条件、利用方法、参加（対象）店、よくある質問等）及び必要に応じて参加店向けの情報（参加申込方法、決済方法、精算方法等）を掲載する。
- ② チラシの制作、設置依頼、配布
- ③ ポスターの制作、掲載依頼、配布
- ④ WEB、SNS 等、広域に発信できる事業周知に効果的なデジタル広告の適時実施
- ⑤ 上記に付随する業務及びその他関連する独自提案業務

(5) 参加店募集・対応

参加店の募集について、次に掲げる業務を実施する。

- ① 参加店規約の作成
- ② 参加店の募集、審査、通知
- ③ 参加店のオンライン申込に係るシステムの調整・運用
- ④ 参加店での決済方法の説明や決済備品の製作、郵送
- ⑤ 参加店マニュアルの作成
- ⑥ 参加店向け説明会の資料作成、説明会開催（必要に応じて）
- ⑦ クーポン券の換金に係る参加店への振込（月 1 回以上の振り込み）
- ⑧ 上記に付随する業務及びその他関連する独自提案業務

(6) クーポン券の配布・対応

利用者へ配布するクーポン等について、次に掲げる業務を実施する。

- ① 利用者規約の作成
- ② 利用者への告知
- ③ 利用者の利用状況の集計、監視
- ④ 利用者に対する商品券の販売
- ⑤ 利用者マニュアルの作成
- ⑥ 利用者向け説明会の資料作成、説明会開催
デジタル機器に不慣れな者の利用を促進するために、説明会を開催もしくはそれに準ず

る対応を実施する。

⑦ 上記に付随する業務及びその他関連する独自提案業務

(7) コールセンター運営

- ① 利用者、参加店等からの電話対応設置期間及び対応時間は、原則として事業の告知開始から参加店精算完了までの事業期間に合わせるとともに、利用者及び参加店の利便性を考慮し設定する。なお、苦情が発生した場合は、随時、その対応方法について、市へ報告する。
- ② 上記に付随する業務及びその他関連する独自提案業務

(8) 実績報告書作成

本業務の実施状況及び事業効果を確認するため、次に掲げる事項を記載した実績報告書を作成する。

- ① 商品券の概要、運営体制、実施スケジュール等
- ② 参加店、利用者の募集及び対応状況
- ③ クーポン券の利用実績
- ④ コールセンター対応実績
- ⑤ 経済波及効果
- ⑥ 上記に付随する業務及びその他関連する独自提案業務

(9) 事業実績データ作成

事業完了後に効果検証を行うため、次に掲げるデータを作成するとともに、状況に応じて、随時、市へ提出する。

- ① 参加店データ
- ② 申込者データ
- ③ クーポン券使用データ
- ④ 換金データ
- ⑤ 上記に付随するデータ等

(10) その他独自提案業務

上記に掲げるもののほか本事業の効果を最大限高めるための業務を提案し、市と協議の上、実施するものとする。

7 業務目標

参加店舗数	300 店舗
クーポン券配布率	100%
クーポン券利用率	100%
コール応答数	90%

8 成果物

- ・ 次の成果物を作成し、紙媒体の成果物は A4 サイズで印刷の上、A4 フラットファイル 1 冊に編纂するとともに、電子媒体の成果物は CD-R に書き込み、不織布ケースに入れ同ファイルに綴じ込む。また、ファイル表紙、背表紙及び CD-R 等に「事業名」、「受託企業名」を記載し納品する。なお、A4 サイズでの印刷が難しい場合は、A3 サイズで印刷し、A4 サイズに折りたたんで綴じ込むものとする。

NO	成果物名	データ形式	備考
1	実績報告書	紙媒体、PDF	
2	参加店データ クーポン配布元データ クーポン券配布データ クーポン券利用状況データ 換金データ 上記に付随するデータ	Microsoft Excel 等	
3	クーポン券システムの仕様がわかる資料 その他、システムに付随する資料	データ又は任意	
4	広告物に関する資料等	紙媒体、PDF	
5	利用者、店舗の対応報告資料	紙媒体、Microsoft Excel 等	
6	その他、業務に関わる資料等	紙媒体、電子データ	

9 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項で、必要な事項が発生した場合は、委託者と協議のうえ、実施するものとする。
- (2) 本業務を実施するにあたり、必要な部分については、再委託を認める。ただし、再委託の業務内容が本業務の主たる業務でないことを条件とし、事前に委託者の承諾を得たものに限る。
- (3) 本仕様の内容については、事業の概要を示したものであり、詳細については、企画提案協議の結果に基づき、委託者と契約予定者による協議のうえ、必要な変更を加えて確定するものとする。
- (4) 受託者の責任に起因して発生した損害については、受託者の責任において賠償すること。
- (5) 効果検証等のために各種データ等の情報を取得する場合には、必ず提供者の同意を得ること。
- (6) 本業務の遂行にあたっては、必要な関係書類を整備し、委託者から提出を求められた場合には速やかに提出すること。
- (7) 本業務の実施にあたり作成した成果物の著作権は、委託者に帰属する。
- (8) 本業務を遂行するにあたっての個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (9) 本業務に関して問題が生じた場合、緊急の対応が必要になった場合、また疑義が生じた場合には、直ちに委託者と協議し、必要な措置を講じること。
- (10) 事故等の発生を確認したときは、直ちに委託者に報告するとともに、必要な措置を講じること。また、その発生原因が受託者にあるときは、受託者が責任をもって適切に対処し、委託者に対して事故の内容及び対応結果、再発防止策等について直ちに報告すること。
- (11) クーポン券が利用期間内に利用されない等、参加店舗への精算がなされない売上金及び、本市の原資負担分の残額については、委託者に返還すること。